福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

福島市長　木　幡　　浩

福島市規則第 28 号

福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第１項第11号の４中「職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第13条第１項第８号中「連続する５日」を「７日」に改める。

第13条第１項に次の１号を加える。

⒀　会計年度任用職員（６月以上の任期が定められている者又は６月以上継続して勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき（第２項第５号及び第６号に規定する場合を除く。）　１会計年度において別表第４に掲げる１週間の勤務日の日数又は１年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表に定める期間

第13条第２項第２号及び第３号中「者であって、６月以上の任期が定められている又は６月以上継続して勤

務している」を削り、同項中第７号を削り、第８号を第７号とする。

第16条第１項及び第２項中「職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等）

第19条　任命権者は、会計年度任用職員が条例第15条に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母、及び勤務時間規則第13条第１項で規定する者が当該会計年度任用職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該会計年度任用職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、会計年度任用職員に対して、当該会計年度任用職員が40歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　会計年度任用職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。